

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会
グループホーム啓蒙活動事業 について

1. 目的

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会 グループホーム啓蒙活動事業は、各ブロックにて、将来介護の仕事に就きたい方々へのプレゼンテーションや、グループホームの仕事の大切さや魅力などをDVD「グループホームのしごと」を使用し広くお伝えいただき、グループホームにおける安定的な人財の確保はもちろんのこと、認知症を持つ人の理解啓蒙活動を行うことを目的とし実施した事業に要する費用を補助します。

2. 対象者

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会 ブロック

3. 基準金額

上限 50,000 円

4. 対象経費

通信運搬費（案内等郵送）

消耗品費（封筒、模造紙）

印刷製本費（チラシ、資料）

会場費（会場使用料、マイク）

手数料（振込手数料）

※ 旅費交通費、諸謝金、人件費等は対象経費となりません。上記以外の費用を支出したい場合は、事前（事業計画提出する前まで）に事業委員会に相談の事。

5. グループホーム啓蒙活動事業の補助申請（第2次受付）

グループホーム啓蒙活動事業の補助を受けようとするブロックは、本会の指定する期限までに、下記の書類を本会に提出する。

※ 事業を12月以前に実施したいブロックについては、事前（事業計画提出する前まで）に事業委員会に相談の事。

提出書類	提出期限
・グループホーム啓蒙活動事業 事業計画書 ・グループホーム啓蒙活動事業 事業内容 ・予算書 ・仮払金申請書 ※ 事業承認から仮払金の振込まで最大1ヶ月程かかる事がございますので、あらかじめご了承ください。 ・仮払金内訳計算書	平成28年1 2月末日まで

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容に変更があった場合、変更内容を記載したもの ・ その他本会が提出を求めたもの 	随時
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

6. グループホーム啓蒙活動事業の申請の受理

グループホーム啓蒙活動事業の決定は、事業委員会にて承認された後、1週間以内にブロックへ報告する。

7. グループホーム啓蒙活動事業の経過報告

グループホーム啓蒙活動事業の収入支出等があった場合は、前月分を毎月5日（必着）までに下記書類を添付し報告しなければならない。（なお、収入支出等がない場合はその旨を報告する。）

- ・ 請求書及び領収書等の会計証拠書類
- ・ 通帳残高（通帳の写し）及び現金残高
- ・ 現金にて取り扱いの場合は、現金出納帳
- ・ 月次収支実績報告書
- ・ その他本会が提出を求めたもの

8. グループホーム啓蒙活動事業の実績報告（第2次受付）

ブロックは、対象事業が完了した場合は、完了日から月末までに下記書類を協会事務局に提出する。なお、遅くとも平成29年2月末日までには事業を完了かつ下記書類を提出する。

- ・ グループホーム啓蒙活動事業 事業実績書
- ・ グループホーム啓蒙活動事業 事業報告書
- ・ グループホーム啓蒙活動事業 事業内容
- ・ 決算書
- ・ 請求書及び領収書等の会計証拠書類
- ・ その他本会が提出を求めたもの